自転車マナーで安心街路

ハッピーロード大山（振）

地道に15年、9割超が押し歩き

「自転車を降りて押して歩く、自転車マナーへのご協力をありがとうございます」――。板橋区のハッピーロード大山商店街振興組合（石川政和理事長）では毎月第2・第4木曜日の午後3時になると、女性部員を中心に7、8名が往復約1・5キロの通りを歩いて自転車マナーを呼びかける。

取り組みを始めて約15年、今では9割超の自転車利用者が、アーケードの手前に来ると当たり前のように自転車を降りて押して歩き始める。「呼びかけのフレーズも、『押して歩いて下さい』から『ご協力をありがとうございます』の協力へのお礼へと変わってきた」と大野せつ女性部長代行は振り返る。以前は多く寄せられていた商店街事務所への自転車事故のクレーム件数も、現在ではほぼゼロが続く。

取り組みのきっかけは、「商店街を疾走していく自転車が多くて危ない」と、同商店街女性部が自主的に「おかみサンデー」の一環として活動を始めたこと。とくに地元高齢者には自転車を交通手段としてよりも、買い物荷物を楽に運べる手段として利用している方も多いことから、「大切なお客様なので呼びかけはあくまでも〝お願い〟のスタンス」（大野部長代行）だ。

「自転車は降りてください」と掲げた看板を通り沿い10カ所に設置して、呼びかけ用プラカードやタスキも用意するなど、10年ほど前からは商店街事業の一環として月2回実施する体制へ強化。こうした女性の視点を活かした取り組みが評価されて、同商店街ではこのほど都の「女性活躍推進大賞」奨励賞も受賞している。

（本紙2月5日号参照）

揃いのプラカードを手に、タスキがけで「ご協力ありがとうございます」

地域連携のコツ探る

若手商人研究会　議論経て実践へ

東京都の進め！若手商人育成事業「若手商人研究会」が、2月24日を以って修了した。今年度のテーマは「商店街と地域連携～商店街の多様な可能性を考える～」。中小企業診断士の鈴木恒雄氏をコーディネーターに、昨年10月から6回にわたって用賀商店街の大学との連携、Gメシ運営団体とのイベント連携、地域通過での地元農業との連携、マスコミ・口コミと活用などの事例研究および議論を重ねている。

最終回では、商店街関係者や起業志望者、連携を実践する大学生、農業関係者らが参加。これまでの議論を振り返りながら、「双方の方向性のすり合わせが難しい」「継続性に欠ける」「地場農家だけでは品揃えやニーズ対応が難しい」などの課題を抽出。解決策として、運営を担う連携組織づくり、連携コーディネーターの仲介、連携メリットとしての新商品開発の強化などが挙がった。

これを踏まえて地元での実践へ向けて、具体的な事業概要を順番に発表。クリエーターと連携してのアートでの街おこし、地元在住外国人なども巻き込んだ夏祭り、店主同士の連携・交流でこその変革、地元酒蔵を前面に出しての地域ブランディング、市民ライターやローカルメディアの有効活用、商店街の発信力×地元農産資源、街のファンづくり――などユニーク企画案が披露された。最後にコーディネーターの鈴木氏は、連携目的や経緯をしっかり押さえることが成功へのカギだと締めくくった。

事例をもとに活発に議論

結束 新たに 新春のつどい

台東区商連女性部

今年も台東区商連女性部（齋藤旺子部長）では、2月13日に浅草ビューホテル「ベルヴェデール」で「女性部　新春のつどい」を開催した。会場には女性部員ら約80名が一堂に会して、結束を新たにする場となった。

会場では、園まり氏の新春歌謡ショーや恒例の空クジなしのお楽しみ抽選会を開催。さらに今回は、葉阪豊史シェフによる料理の解説も盛り込まれて、美味しい料理を堪能しながら和やかに親交を温める機会となった。

商店街振興組合の運営の手引き〈3〉

剰余金処分案又は損失処理案

組合会計における剰余金の処分には、法定されているものとしては商振法第68条第１項の準備金と第68条第４項の繰越金の積立てがあり、それぞれ当期純利益金額（繰越損失がある場合にはこれを控除した額）を基準にして10分の１以上を利益準備金として、20分の１以上を教育情報費用繰越金として積み立てることが義務づけられている。

この積立ては、当期純利益金額（当期損失を控除した額）が、少額であっても積み立てなければならない。

利益準備金は、定款で定める額に達するまでは積み立てなければならず、（商振法第68条第１項）、損失のてん補に充てる以外は取り崩すことができない（同条第３項）。また、定款で定める額は出資総額の２分の１を下回ってはならないとされている（同条第２項）。

教育情報費用繰越金は、組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業のために積み立てる繰越金であり、教育情報事業の実施に際して取り崩して使用することとされている。

法定外の処分としては、特別積立金がある。特別積立金は、定款規定により当期純利益金額（繰越損失がある場合にはこれを控除した額）の10分の１以上を損失のてん補に充てるために積み立てるものであるが、定款規定に特別積立金が出資総額に相当する金額を超える部分について総会の議決により損失てん補以外の支出に充てる旨を定めている場合は、支出目的に従い取り崩して使用することができる。教育情報費用繰越金、費用に充てるために取り崩しが可能な特別積立金（例えば、定款参考例に規定する特別積立金は出資総額を超える部分について総会議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる）、費用に充てることを目的とする任意積立金の目的に沿った取り崩しは損益計算書に表示される。したがって、剰余金処分案の積立金取り崩しに表示される積立金は、出資配当に充てるために取り崩す特別積立金がある場合や他の目的に変更する任意積立金の取り崩しなどが該当する。

その他任意積立金は、総会の議決により積み立て、その積立ての目的に従い、取り崩すことができる。

損失の処理は、定款に損失金のてん補のための取り崩しの順序を定めているので、その順序に従い取り崩しを行う。

【商振法規則における剰余金処分案又は損失処理案に関する規定】

（通　　則）
第42条　法第53条第２項の規定により各事業年度ごとに組合が作成すべき剰余金処分案又は損失処理案については、この款の定めるところによる。
２　当期未処分損益金額と組合積立金の取崩額の合計額が零を超える場合であって、かつ、剰余金の処分がある場合には、次条の規定により剰余金処分案を作成しなければならない。
３　前項以外の場合には、第44条の規定により損失処理案を作成しなければならない。
（剰余金処分案の区分）
第43条　剰余金処分案は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。
一　当期未処分剰余金又は当期未処理損失金
二　組合積立金取崩額（一定の目的のために設定した組合積立金について当該目的に従って取り崩した額を除く。以下同じ）
三　剰余金処分額
四　次期繰越剰余金
２　前項第１号の当期未処分剰余金又は当期未処理損失金は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
一　当期純利益金額又は当期純損失金額
二　前期繰越剰余金又は前期繰越損失金
３　第１項第２号の組合積立金取崩額は、当該積立金の名称を付した項目に細分しなければならない。
４　第１項第３号の剰余金処分額は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
一　利益準備金
二　組合積立金
三　教育情報費用繰越金
四　出資配当金（法第69条第２項に規定する払込済み出資の額に応じなされる配当金をいう。）
五　利用分量配当金
５　前項第２号の組合積立金は、当該積立金の名称を付した項目に細分しなければならない。
６　第４項第５号の利用分量配当金は、組合が２以上の異なる種類の配当を行う場合には、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。
（損失処理案の区分）
第44条　損失処理案は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。
一　当期未処理損失金
二　損失てん補取崩額
三　次期繰越損失金
２　前項第１号の当期未処理損失金は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
一　当期純損失金額又は当期純利益金額
二　前期繰越損失金又は前期繰越剰余金
３　第１項第２号の損失てん補取崩額は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
一　組合積立金取崩額
二　利益準備金取崩額
三　資本剰余金取崩額
４　前項第１号の組合積立金取崩額は、当該積立金の名称を付した項目に細分しなければならない。

剰余金処分案を作成しなければならないのは、「当期未処分損益金額と組合積立金の取崩額の合計額が零を超える場合であってかつ、剰余金の処分がある場合」とされている。

このことから、当期未処分損益金額が未処分利益でない場合であっても、組合積立金の取崩を行った結果、これを合計した金額がプラスである場合であって、剰余金の処分がある場合には剰余金処分案を作成しなければならない。なお、「当期未処分損益金額と組合積立金の取崩額の合計が零を超える場合であってかつ、剰余金の処分がある場合」には「組合積立金の取崩を行わない場合」や「剰余金処分を行わない場合（次期に繰り越す場合）」も含まれるものと解釈される。これ以外の場合には、損失処理案を作成しなければならない。

剰余金処分案は当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）、組合積立金取崩額、剰余金処分額及び次期繰越剰余金に区分するとともに、当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）は当期純利益金額（又は当期純損失金額）と前期繰越剰余金（又は前期繰越損失金）に区分しなければならない。

損失処理案は当期未処理損失金、損失てん補取崩額及び次期繰越損失金に区分し、さらに当期未処理損失金は当期純損失金額（又は当期純利益金額）と前期繰越損失金（又は前期繰越剰余金）に区分しなければならない。

また、損失処理案に記載する損失てん補取崩額は組合積立金取崩額、利益準備金取崩額、資本剰余金取崩額に区分しなければならないとされている。

脱退者持分払戻計算書

組合員が脱退する場合には、定款の規定に基づき組合に対する持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。（商振法第30条第１項）とされ、その払戻しの対象となる持分は事業年度末の組合財産によって決定する（商振法第30条第２項）こととされている。この組合財産は判例により時価評価すべきとされていることから、組合は年度末時点での脱退者の持分を計算し具体的な持分額を決定する必要がある。

脱退者の持分計算について商振法規則には特段の規定はない。

STOP！　自転車事故　～自転車の死亡事故多発中～

大人も子供もヘルメットを！

平成 26 年の東京都内の交通事故死者数は 172 人となり、４年ぶりに増加しました。その中で、自転車事故による死者数も 38 人と前年より７人増えています。尊い命がこれ以上失われないよう、交通ルール・マナーの徹底に一層のご協力をお願いします。

なお、これまで東京都自転車安全利用条例について様々な情報を掲載してきましたが、今月号では新たに事業者の皆様からよくいただく質問とその回答を掲載します。

▽　事業者の皆様からよくいただく質問と回答

（質問１）店舗に自転車で来るお客様がいますが、どのようなことをすればよいですか。

（回答）自転車で来るお客様に必要な駐輪スペースを確保するなど、放置自転車を生まないように対策をお願いします。立地等の都合上、駐輪スペースの確保が困難な場合は、近隣の駐輪場の利用をご案内ください。

（質問２）自転車で通勤する従業員がいます。どのようなことをする必要がありますか。

（回答）まず、従業員用の駐輪場所を確保して下さい。それが困難であれば、従業員が駐輪場を利用していることを利用契約書等の書面で確認してください。（自宅から最寄駅まで自転車を利用している場合も含みます。）

また、従業員が事故にあわないよう、交通ルール等の研修・情報提供をしてください。（研修用教材は都のホームページにて提供しているほか、ＤＶＤの貸出もしています。０３－５３２１－１１１１（内線２１－７９６）まで）

（質問３）大人もヘルメットを被った方が良いのでしょうか。

（回答）条例では、すべての自転車利用者に対し、ヘルメット着用の努力規定を設けています。

平成 25 年の自転車乗用中死者数 31 名のうち、頭部損傷を主因とする死者は 26 名と８割を超えています。事故の際の頭部への損傷を軽減できるよう、大人の方もヘルメットを着用しましょう。

東京都青少年・治安対策本部

振興組合設立の手順とポイント

ス　タ　ー　ト …… 組合のことを知りたい
↓
相談・指導 …… 行政庁、区・市連合会、都振連、中央会等への相談
↓
勉　強　会 …… 一般会員に対する説明会
↓
発　起　人 …… 趣意書、定款、事業計画・収支予算等の原案作成、同意者の募集
（７人以上）
↓
創立総会公告 …… 創立総会開催通知、定款、事業計画・収支予算案の送付
（２週間以上）
↓
創　立　総　会 …… 定款の制定、事業計画・収支予算の決定、その他議案の決定、役員の選出
（遅滞なく）
↓
設立認可申請 …… 行政庁（区長、市長又は東京都知事）へ申請
①設立認可申請書 ②定款 ③事業計画書・収支予算書 ④役員名簿 ⑤設立趣意書 ⑥同意者名簿 ⑦全員が組合員資格を有することを発起人が誓約した書面 ⑧創立総会・理事会の議事録 ⑨発起人代表に対する発起人の委任状 ⑩業種別一覧表、地域図等
↓
設　立　認　可 …… 行政庁（区長、市長又は東京都知事）の認可
↓
発起人から理事へ事務引継ぎ
出資の払込
（出資の払込から２週間以内）
↓
設　立　登　記 …… 所轄東京法務局出張所（登記所）へ登記申請
↓
事　業　開　始 …… 税務署、都税事務所へ届出（２ヵ月以内）

☆振興組合の地区

小売商業・サービス業が30人以上近接して商店街を形成していれば、おおむね既存の商店街の地域をあてはめて設定できます。ただし、隣接商店街と地区の重複がおこらぬよう注意してください。

☆組合員資格

商店街組織なので、地区内の小売商業・サービス業の店舗が中心となりますが、すべての営利事業者（既存の商店街に加入、未加入を問わず）には必ず資格を与えなければなりません。また、地域の環境整備事業の遂行のため、必要に応じて地区内の事業協同組合等の非営利事業者を、場合によっては居住者にも組合員資格を与えることもできます。

☆発起人

組合員資格が有って、設立と同時に組合員になろうとする者（個人商店の場合はその事業主、法人の場合は法人自体）が７人以上集って、発起人になれば設立行為を行えます。しかし、あまり多すぎると実務処理が効率的に進まないので、10人以内が適当と考えられます。この中の１人が発起人代表となります。

発起人は、地区と組合員資格の範囲を確定し、その地区内において組合員資格を有する者に趣意書、設立同意書および出資引受書を配付して、参加を募ります。なお、１人の出資引受口数が全体の４分の１を超えないようにしてください。

☆定款、事業計画、収支予算案等の原案作成

定款は、組合の組織および事業活動の根本規則で、地区や組合員資格に関する規定等の基本的事項は必ず記載しなければなりません。

事業計画・収支予算案は設立後２事業年度分のものが必要で、次年度までに実施しない事業は、定款案に記載しないようにしてください。各事業計画案作成にあたっては事業規模、手数料および実施方法等をはっきり定めることが必要です。

☆創立総会

定款、事業計画、収支予算案、設立同意書および出資引受書の回収、その他の書類の作成が完了したら、開催公告を２週間前までに行い、創立総会を開催します。創立総会の議事は、同意者の半数以上が出席し、その議決権の３分の２以上をもって設立に必要な事項の決定を行います。議決にあたっては、発起人が作成した定款のうち、組合の地区と組合員資格に関する規定は変更することができません。また、創立総会で選ばれる役員の任期は１年以内です。

☆認可申請と登記

創立総会が終了したら、発起人はすみやかに、定款をはじめとする必要書類（左の図の　　参照）を作成し、行政庁（23区内は区役所、多摩地区は市役所、地区が２区市にまたがる場合は都庁）に提出し、設立の認可申請を行います。

設立の認可を受けた後、発起人はすみやかに設立事務を理事に引継ぎます。そして、理事が出資金の徴収等を行い、出資金の払込みが完了した日から２週間以内に、所轄法務局（登記所）において設立登記を行います。設立登記がなされた日が商店街振興組合の成立月日となります。登記申請は、組合の代表理事（代理人の場合は委任状が必要）が登記所に出頭して行わなければなりません。

☆税務署、都税事務所への届出

組合の成立によって、法人としての納税義務が生じますので、２ヵ月以内に所轄の税務署と都税事務所に届け出ます。